

気になる教育情報 2019年

◆全大学にAI課程を導入し、文系理系の枠を超えた教育内容に

～ 来春から一部大学で先行実施 ～

人工知能（AI）分野の人材育成を進めるため、文部科学省は今秋、全大学でAIの基礎を学ぶ全国共通の教育課程（カリキュラム）を作成する。

ビッグデータ活用を学ぶ大学の事例などを参考に文系理系の枠を超えた教育内容とし、来春から一部大学で先行実施する。将来的には、毎年、全大学の1学年全員にあたる約50万人の学生がAIを学習する体制を目指す方針である。

背景には、AI活用によるデータ分析が世界的潮流となるなか、国内でのAIの人材育成の遅れがある。

経済産業省の試算によると、2018年現在、AIの人材は3万4,000人不足し、2030年に最大で12万4000人に達する。国内にトップ級のAIの人材も極めて少ないとの指摘もある。

政府が検討中の「AI戦略」では、全大学の1学年分の学生約50万人全員にAIの基礎を学ぶことを目標としており、専門分野でAIを活用できる人材を年間25万人育てるとしている。大学1年生を中心にカリキュラムの普及を図る。

カリキュラムには、AIを動かすために必要な初歩的なプログラミングや、膨大な情報の処理や活用を学ぶ統計学、コンピューター工学などを盛り込む方針である。国立大学の先行事例なども参考にする。

滋賀大学には、様々な情報を蓄積したビッグデータなどを解析し、市場予測や医療費の削減に活用する専門家「データサイエンティスト」の育成などを目指す全国初のデータサイエンス学部が置かれている。

東京大学には、文系・理系学部に計約180あるAI関連の講義を全学生が履修しやすいよう整理し、提供する「数理データサイエンス教育プログラム」がある。

文科省では、AI学習の拠点校となる国立大学に東京大学と滋賀大学を含む6校、それに準ずる協力校の国立大学20校を選んだ。拠点校6大学が中心となり、カリキュラムを作成する。普及のため、カリキュラムを基に実施した講義を録画し、オンラインで公開する。協力校20大学は、周辺の国公立大学の教員向けにAI教育の研修会を開くなどして教育レベルを向上させる。

文科省幹部は「大学におけるAIの人材育成は、産業界からのニーズが非常に強い。どんな大学でも取り入れやすいカリキュラムにしたい」としている。 (2019/06/07)

◆小中高校の児童・生徒用のPC 一人一台配備へ 年度内に工程表

～ 規制改革推進会議が答申 ～

政府は、全国の小中高校での児童・生徒用のパソコンやタブレット端末について、「一人一台」配備の早期実現を目指す。

私物の端末を学校に持ち込むことも含め、2019年度中に工程表を公表する。6月6日午後に出される規制改革推進会議の答申に明記される。政府は、6月中にも決定する成長戦略に盛り込む方針だ。

政府の規制改革推進会議が6月6日午後に安倍首相へ提出する答申では、5年以内の早期にすべての小中高校でデジタル技術が活用されるための「包括的な措置」を講じるよう要請する方針だ。そのための工程表を今年度中に策定し、「一人一台」の実現時期も盛り込むよう求める。

公立の小中高校などでの教育用パソコンの配備状況は、2018年3月時点で「5.6人に1台」（文科省調査）にとどまる。政府は2018～2022年度にパソコンを「3クラスにつき1クラス分（3人に1台）」程度整備するとの目標を示している。新たな「1人1台」目標は、教育現場でのICT（情報通信技術）整備を加速するものだ。

自治体に対しては、パソコンの配備状況などを調査・公表するほか、目標実現に向けた計画・策定を促す。

中古の低価格パソコンの活用や複数の自治体による共同調達を導入などで、機器を安価に購入できる環境も整備する。

政府は「1人1台」の配備により、子ども時代からデジタル機器を使いこなす人材の育成を目指す。人工知能（AI）など技術革新が急速に進む中、プログラミング教育など情報の活用能力を養成する狙いがある。

また、児童・生徒にタブレット端末などで学習問題を解いてもらえば、学習のつまづきをデータ化し、理解度に応じた個別指導が容易になる。デジタル教科書や動画教材の活用もしやすくなり、教育の質の向上が期待される。（2019/06/06）

◆ 教員の残業で、いじめ対応は例外とする！ ～ 文科省指針 ～

文部科学省は、2019年1月に示した教員の働き方改革に関する指針で「月45時間」とした時間外勤務（残業）の上限について、いじめや学級崩壊への対応がもとめられる場合は例外として超勤を認めることを決めた。

子供の安全などに関わる深刻な事態には迅速に対応する必要があるため、教育委員会を通じて各校に通知した。

文科省の働き方改革に関する指針では、これまでの教員の「自発的行為」とされてきた放課後の授業準備や部活動指導、事務作業などを「勤務時間」と位置付けた。

その上で、民間企業などを対象にした働き方改革関連法（2019年4月施行）に沿って、残業の上限を原則「月45時間、年360時間」とする数値目標を明示した。

一方で、指針は「臨時的な特別の事情」がある場合は例外として「月100時間未満」まで残業を認めることにしており、文科省は、その具体例として、▽ 体育の授業中に児童・生徒が負傷するといった学校事故が生じ、対応を要する。▽ いじめや学級崩壊で児童・生徒らに深刻な影響が生じている、または生じる恐れがある ——を示した。「臨時的な特別の事情」にあたるかどうかは、教育委員会や学校長が「状況に応じて判断する」という。

上限を越した場合の対応について、文科省は「その後、有給休暇を取得させるなどして勤務時間を抑えるように校長らが配慮してほしい」と話している。

文科省が2016年度に実施した教員の勤務実態調査を基に推計すると、残業が「月45時間」の上限を超えている教諭は、小学校で82%、中学校では80%に上っている。

（2019/5/23）

◆ 児童・生徒情報をクラウドに集約 ～ 文科省の指針改定 今夏にも ～

文部科学省は、児童・生徒の成績や生活状況などのデータについて、インターネットへの接続を原則「不可」としてきた情報管理に関する指針を、今夏をメドに改定する方針を固めた。データを一体的に管理・分析し、学力向上やいじめの早期発見につながるとされる民間システムの導入を進める狙いがある。

各自治体が管理する教育情報システムには、児童・生徒がデジタル教材などに接続する「学習系ネットワーク」と、学校が成績などの個人情報管理する「校務系ネットワーク」の2種類がある。

文科省が定めた現行の情報管理に関する指針は、個人情報の流失を防ぐため、校務系ネットワークについて原則、学習系ネットワークや外部との接続を認めていない。

一方、政府は、校務系ネットワークと学習系ネットワークを安全に接続することで、学習指導や教員の負担軽減につながる可能性があるとし、一部の学校で実証研究のモデル事業を行ってきた。

今夏にも行う予定の指針改定では、インターネットを通じてデータを保管する民間の「クラウド」を学校教育で活用することを前提に、個人情報漏洩に防止策などの安全基準について定める方向である。

校務系と学習系のデータを民間クラウドに集約すれば、担任教員だけでなく、校長や他の教員、スクールカウンセラーや教育委員会の間での情報共有が容易になる。従来は教員の経験に頼っていた部分で、客観的なデータの分析が活用できるようになる。

例えば、算数の成績と計算ドリルの解答状況を連結させることで、児童がどこでつまづいているかを把握できる。出欠状況と保健室の利用記録、家庭状況や日常の観察所見を関連させることで、いじめや不登校などの問題を早期に見抜くことも可能になる。

こうしたことによって、学習指導・生活指導の改善や授業の向上、教員が校務にかかる時間の削減が期待される。教育委員会が各校の強みや弱みを分析し、学校運営の助言をすることもできるようになる。

将来的には、自治体の垣根を越えてクラウド上に情報が集約されることで、地域特有の課題を分析することも想定される。

校務系と学習系のデータ連携は、自治体が安全性を確保した自前のサーバーを設けることでも実現できるが、設備投資や管理運営面でコストがかかり、導入のハードルが高い。民間のクラウドを利用することで、初期費用などが抑えられるため、文科省は、指針を改定することで、自治体の参加を後押しする考えだ。

(2019/5/22)

◆ 夜間中学校に日本語指導員を配置 ～ 文科省方針 ～

文部科学省は、日本語指導ができる外部人材を夜間中学校に配置方針を決めた。

5月24日午後の有識者会議で示す予定だ。夜間中学校は義務教育を修了していない15歳以上を対象としているが、現状では生徒の8割が外国籍である。4月からの外国人受け入れの拡大を受け、夜間中学校での日本語教育の態勢強化を図る。

2016年に議員立法で成立した教育機会確保法に基づく基本指針は、全都道府県に夜間中学校の設置を求めており、現在は9都府県に33校ある。

2017年度の文科省調査では、全国の夜間中学生1687人のうち、80.4%にあたる1356人に日本国籍がない。入管難民法改正により、家族も帯同できる新たな在留資格「特定技能2号」が創設され、外国籍の生徒がさらに増えることも予想される。

しかし、基本指針は、夜間中学校に置くべき人材としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを挙げているが、日本語指導ができる人材は含まれていない。有識者会議の議論でも「外国人生徒に日本語を指導できる教員が少なく、日本語教育への支援体制が弱い」などの声が上がっていた。

文科省は基本指針の改定などにより、日本語を指導するNPO法人などのスタッフや外国籍の生徒の母語を話す支援員の配置促進を求める。指導者確保のため、地域の日本語教室との連携も提案する。

(2019/5/24)

◆ 2020年度から通級指導を教員に研修 ～ 文科省が計画 ～

文科省は発達障害などのある児童・生徒が通常学級に通いながら、障害に応じた指導も受ける通級指導について、担当する教員のための研修制度を新設する。

通級制度は、注意欠陥・多動性障害（ADHD）や自閉症といった発達障害や弱視、難聴などの障害を持つ子供が、通級学級に通いながら、別室や放課後などを利用して特別な指導を受ける制度である。

保護者の理解が進んだことを背景に、この制度を利用する児童・生徒は増加していることから、専門知識を備えた教員の育成が必要と判断した。文科省では2020年度にも開始する方針である。

通級指導は、「授業中に落ち着きがない」「読み書きがうまくできない」など、障害によって授業が受けにくい児童・生徒に通常学級のクラスと別に教員が追加的な指導を週に数回行う制度である。

小・中学校で1993年度に制度化され、2013年度から高校でも始まった。2017年は全国の公立小学校の20%超となる約4400校、公立中学校の約10%の約800校で合計10万9000人の児童・生徒が指導を受けた。

ただ、通級指導を行う教師に専門資格や免許は求めておらず、クラス担任の教員が兼務している場合が多いというのが実情で、指導の質にばらつきがあるとの懸念が出ていた。都道府県教育委員会などを通じて行う新設の研修制度では、教員に障害に応じた専門的な指導法について学んでもらう。

児童・生徒に感情のコントロールを学んでもらう指導法などを想定しているという。研修を終えた教員には「履修証明」も発行する方向だ。

文科省は、通級指導の対象になる児童・生徒の決定基準や障害の応じた指導計画の作成方法などをまとめた事例集も策定する方針である。国から自治体に周知して、通級指導制度の浸透を図る狙いがある。

同省によると、通級指導を利用する公立小・中学校の児童・生徒は、2008年の約5万人から2017年までに2倍以上に増えたという。こうした現状を受け、政府は2017年度からの10年間で、通級指導を行う教員数を、児童・生徒13人あたり1人となるよう増員する計画である。

(2019/3/9)

◆ 部活動指導者を探せるサイト ～ 日本スポーツ協会 ～

日本スポーツ協会（J S P O）は3月6日、競技の専門知識を持つ指導者と学校などを引き合わせるサイト「公認スポーツ指導者マッチング」を開設すると発表した。

専用サイトのオープンは3月8日からで、中学・高校の生徒が専門的な指導を受けられ、部活動による教員の負担軽減にもつながると期待されている。

日本スポーツ協会は各競技団体と共同で「公認スポーツ指導者」を育成している。水泳やテニスなど競技別のコーチや医師、栄養士ら全国の約55万人が資格を持っている。ところが、情報不足が原因で、指導者から「資格を生かせる場がない」との声が上がっていた。

一方、学校現場では部活動の指導による教員の負担が深刻化し、文科省は2017年度から、外部人材を学校職員として任用できる「部活動指導員」を制度化した。

日本スポーツ協会は専門知識を持った指導者を探す学校と、活躍の場を求める指導者のニーズを同時に満たす仕組みとして、「マッチング」サイトの開設を決めた。

公認スポーツ指導者のうち、日本スポーツ協会が管理する指導者約13万人がマッチングの対象となる。

担当者は「子供たちが安全で楽しくスポーツに取り組めるよう、正確な指導を受けられる環境を提供できれば…」と話している。

(2019/3/7)

◆ SOSミニレターを学校に常備へ ～ 法務省 ～

法務省は全国の小中学校の保健室や図書室に、子供が悩みを打ち明けられる「ミニレター」を常備してもらう取り組みを始めた。

身近な人に相談しづらい虐待やいじめの兆候を早期に把握する狙いがある。

ミニレターは「子供の人権SOSミニレター」と呼ばれ、全国の法務局が年1回、学校を通じて児童・生徒に配ってきた。今回、子供が必要な時にいつでも使える仕組みに改めることで、きめ細かく相談に乗ることができる。

子供が郵便ポストに投函すれば、切手なしで最寄りの法務局に届く仕組みだ。

届いたレターは法務局職員や人権擁護委員が読み、虐待やいじめの可能性があれば直接、相談に応じる方針だ。

相談内容は本人の同意がなければ保護者や学校に報告しないので、安心して打ち明けてほしいと法務省幹部は話している。

(2019/2/27)

◆ 文科省が学校のICT活用を調査へ ～ ネット遠隔先端技術の地域間格差是正を狙う～

文科省は3月、小中高校などでのICT（情報通信技術）の活用状況について全国調査を実施する。

インターネットを利用した遠隔教育や先端技術を使った教育の実施状況を把握し、地域間の格差の是正につなげる狙いがある。

調査は全国の教育委員会を通じて実施し、調査結果は3月中にまとめる予定だ。遠隔教育では、小規模校同士をつないだ合同授業や外部の専門家の授業などの実施校数を調べる。

先端技術を使った教育では、デジタル教科書・教材などの活用状況を確認する。ICTの環境整備に向けた予算要望の実績についても尋ねる。

政府は教育現場でのICT活用に向け、2018～2022年度の環境整備5か年計画をまとめており、▽教室の無線LAN完備 ▽学習者用パソコンを3クラスにつき1クラス分（1台当たり3人）程度配布 ーなどを目標に掲げている。

必要な経費として単年度で1805億円の地方財政措置を講じる方針だ。ただ、国の補助金の使い道は自治体の裁量に委ねられており、地域によって差が出ている。このため、文科省は調査結果を踏まえ、ICTに関する導入費用の目安などを示した指針を作ることも検討している。

(2019/2/25)

◆ 学校でのスマホ使用 禁止の見直しを新年度にも方針 ～ 文科省 ～

文部科学省は、児童・生徒のスマートフォンや携帯電話について「小・中学校では持ち込み禁止」「高校は校内での使用禁止」を求めてきた方針を見直すことを決めた。

有識者や現場の教員、保護者らの意見を聞き、2019年度中にも新たな方針を決定したい考えだ。

小・中学校へのスマホなどの持ち込み禁止を巡っては、児童・生徒の登校時間帯に発生した昨年6月の大阪北部地震の後、緊急時の連絡手段などとして保護者らから必要性を指摘する声があった。そのため、大阪府教育庁は2月18日、公立小・中学校でスマホや携帯電話等の持ち込みを認めるガイドライン（指針）の素案を示した。

2019年に出された文科省通知では、スマホや携帯電話は「教育活動に直接必要ない」として持ち込みや使用の禁止を求めたが、柴山文科大臣は2月19日の閣議後記者会見で、「学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況の変化を踏まえ、通知の見直しを検討する」と明言した。

(2019/2/20)

◆ 夜間中学校を、外国人材拡大にらみ全都道府県に ～ 政府、2022年度を目標に ～

政府は、今年4月に始まる外国人労働者の受け入れ拡大を巡り、2022年度までに全都道府県への夜間中学校を設置を目指す方針を固めた。

現在は8都府県に合計31校しかなく、自治体への財政支援を拡大して設置を促す考えだ。

外国人向けの教育機会を広げることで、日本社会に溶け込みやすい環境を整えるのが狙いである。

夜間中学校は、義務教育を修了していない15歳以上を対象に、夜間に授業を行う公立学校のことである。

生活のために働く生徒らのために、1947年に設置された。公立中学校の校舎を使い、午後5時半～9時頃に授業を行っている。授業内容は通常の中学校の義務教育と同じで、修学旅行や運動会もある。

文科省によると、今年1月時点で、東京都内に8校、千葉、神奈川、奈良、大阪、京都、兵庫、広島の7府県に23校が設置されている。

今年の4月には千葉県松戸市と埼玉県川口市にそれぞれ1校が開校する予定である。

夜間中学校は学校教育法施行令に基づき、自治体が設置する。政府はこれまでも設置を促してきたが、予算面から難色を示す自治体もあった。しかし、新在留資格「特定技能2号」の外国人は家族を連れて来日することも可能で、夜間中学校への入学を希望する外国人の増加が見込まれる。

政府は各都道府県に少なくとも1校設置するためには、目標期限を定めた上で、自治体への財政支援強化が必要と判断した。

2019年度予算案では、前年より1000万円増の約4600万円を計上した。夜間中学校に日本語教育支援員を配置し、外国人生徒の支援を強化することも検討している。

(2019/1/25)

◆ 教員業務を大幅削減へ ～ 中教審 答申 ～

文部科学省の中央教育審議会は1月25日、総会を開き、教員の長時間労働の解消に向けた働き方改革について、柴山文科相に答申した。

文科省は、民間企業などを対象にした働き方改革関連法に沿って教員の時間外勤務の上限を原則「月45時間、年360時間」とする指針を示しており、答申はその実効性を高めるために、大幅な業務削減策を盛り込んだ。

登下校の見守りや部活指導、給食費・教材費の徴収・管理といった業務について地域や自治体との役割分担を求めたほか、夏休みのプール指導や運動会の過剰な準備などは、各校で削減を検討すべき業務とした。

また、1年を通じて多忙な時期に勤務時間を伸ばす代わりに、夏休み期間などに長期休暇を取りやすくする「変形労働時間制」を自治体の判断で導入できるように制度改正も求めた。

こうした働き方改革により、教員が授業を改善するための時間や児童生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整えることを目指す。

一方、今回の答申では、教員の基本給の4%を上乗せする代わりに残業代を支払わない給与制度については、抜本的な見直しは見送られた。

(2019/1/25)